

きょうどう

2023年1月1日号

NO. 38

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



明けまして おめでとうございます

2023年の新しい年を迎えました。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年2022年は、プロ野球での村上宗隆選手（熊本市出身）の活躍など、スポーツでは私たちがワクワクさせてくれるニュースが盛りだくさんでした。特にサッカーワールドカップでの強豪ドイツ・スペインに勝利した日本代表の活躍は、深夜の応援にも拘わらず、眠気も吹き飛んだ方も多かったのではないのでしょうか。

その一方で、ロシアによるウクライナ侵攻や、その影響による物価高騰など、生活や営業を取り巻く環境は、本当に厳しい一年でもありました。

新型コロナウイルスの影響を乗り越えようとしている中で物価高騰は、まさにダブルパンチの状況です。これに対する政府の対策は殆んど皆無です。それどころか、岸田首相は国際情勢の悪化を口実に軍事費増強を国会にも諮らず推し進め、その財源のため増税が必要と発表しました。しかし、今年は統一地方選挙が行われる年。そこで来年以降に増税を行うと云うのです。こんな国民を愚弄した話はありません。国民生活より選挙が大事、選挙に勝てば何でもありのやり方です。そもそも国際情勢を改善していくのは軍事増強ではなく外交努力です。

今年10月にはインボイス制度も待ち構えています。この制度の導入は、さらなる物価高や取引・記帳の煩雑さなど、全ての消費者と事業者にとってデメリットしかもたらさないものです。特に零細事業者は廃業も余儀なくされるかもしれない。こんな制度は直ちに中止し、消費税は減税すべきです。

サッカー日本代表は、監督と選手がお互いに議論し戦術を組み立てて戦ったと聞きます。私たちの国のあり方も私たちの声が反映され、より良い社会へとなっていく、そんな世の中になることを願うばかりです。

代表社員・税理士 田中芳幸

税制改正（中小業者等に関係が深い改正を抜粋）

1. 個人所得課税

① 住宅ローン控除の見直し

- 住宅ローン控除の適用期間が令和7年12月31日まで4年延長されました。
- 控除の割合が住宅ローン残高の1%から0.7%に引き下げられました。
- 適用できる所得の要件が3,000万円から2,000万円に引き下げられました。
- ZEH水準省エネ住宅や省エネ基準適合住宅などについて借入限度額が上乘せされます。

		改正前	改正後	
		※消費税率引き上げに伴う反動減対策		※緑の太枠内：新規の措置、金額；借入限度額 令和4・5年入居 令和6・7年入居
新築住宅・ 買取再販住宅 (注3)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円 ↑* (3,000万円)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円 4,500万円
	一般住宅	4,000万円 ↑* (2,000万円)	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円 3,500万円
			省エネ基準適合住宅	4,000万円 3,000万円
			その他の住宅 (注4)	3,000万円 2,000万円
既存住宅	一般住宅	2,000万円	認定住宅等 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、 ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅)	3,000万円
			その他の住宅 (注4)	2,000万円

↑ 高
↓ 低
省エネ性能等
↑ 高
↓ 低
省エネ性能等

財務省：「令和4年度税制改正パンフ」より

② 雑所得に関する改正

副業などの雑所得について下記の金額の基準により、所得計算の方法や帳簿の保存の義務などに違いを設ける改正が行われました。

前々年の収入金額	雑所得に関する改正内容
300万円以下	現金主義による所得計算ができる。
300万円超	領収証などの取引関係書類を保存しなければならない。(5年間)
1,000万円超	上記の保存に加え、確定申告書に収支内訳書を添付しなければならない。

③ 少額減価償却資産等の延長

青色申告者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に全額を必要経費（合計300万円まで）に算入できる制度です。

対象資産から、貸付けの用に供した資産を除外して、令和6年3月31日まで延長されました。（法人税でも同様に改正及び延長が行われています。）

2.資産課税

① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭の非課税制度について、次の改正が行われました。

○ 非課税限度額が、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じた金額とされました。

(イ) 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円

(ロ) 上記以外の住宅用家屋 500万円

○ 適用対象となる既存住宅用家屋については、築年数要件が廃止されるとともに、新築耐震基準に適合している住宅用家屋であることが加えられました(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなされます。)

○ 受贈者の年齢要件が18歳以上(改正前:20歳以上)に引き下げられました。



3.法人課税

① 賃上げ促進税制の見直し

中小企業者等の特例としての所得拡大促進税制について、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、税額控除の控除率が最大25%から40%に引き上げられるなどの見直しが行われ、令和6年3月31日まで延長されました。

	〈改正前〉	〈改正後〉	
【適用要件】			
■ 給与総額の増加率	雇用人全体の給与総額:対前年度増加率1.5%以上	● → (変更なし)	
【税額控除】	【控除率最大25%】	【控除率最大40%】	
■ 控除率を乗ずる対象	雇用人全体の給与総額の対前年度増加額	● → (変更なし)	
■ 控除率	基本	15%	
	上乗せ(賃上げ)	+10% 雇用人全体の給与総額:対前年度増加率2.5%以上	+15% 雇用人全体の給与総額:対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ(教育訓練費)	+10% 教育訓練費増加等の要件の充足 ^{※1}	+10% ^{※2} 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
■ 控除上限額	当期の法人税額×20%	● → (変更なし)	

※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上

↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正後:明細書の保存)が必要

② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正後:廃止)

※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

財務省:「令和4年度税制改正パンフ」より

いよいよ始まるインボイス制度

I インボイス制度とは

今年10月1日からいよいよインボイス制度が始まります。インボイス制度（適格請求書等保存方式）については、これまで3回にわたり所報「きょうどう」におきまして、制度の概要と問題点について掲載いたしました。昨年の年末にかけて新たな動きがありました。改めてインボイス制度について考えていきたいと思えます。

(1) 消費税の仕組みとインボイスについて

- ① 消費税は、課税事業者が課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）して計算し、その消費税を納付します。

（現行制度）

現行制度では、仕入税額控除をするためには、帳簿及び請求書等の保存が要件。

（インボイス制度導入後）

インボイス制度導入後は、仕入税額控除するためには、帳簿及びインボイスの保存が要件。

- ② インボイスとは

下記の一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類のことをいいます。
（請求書、納品書、領収書、レシート等が該当）

1. 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
2. 取引年月
3. 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
4. **税率ごとに区分して合計した対価の額**（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
5. **税率ごとに区分した消費税額等**
6. 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

- ③ 適格請求書発行事業者の登録申請

インボイスを発行するには、適格請求書発行事業者の登録申請書を、原則として今年の3月31日までに税務署長に提出しなければなりません。申請書を提出すると後日税務署から登録番号がとどき、その番号を10月1日からインボイスに記載することになります。登録を行えば今まで免税事業者であった事業者も10月1日以降は消費税の課税事業者となり申告と納税が必要となり税負担が増します。

II インボイスの問題点

(1) 登録をしなければ取引に制約が！

免税事業者が登録をしなければ、取引先から契約の解除を求められたり、消費税相当額の値引きを求められることなどが予想されます。

(2) 多大な設備負担と事務負担が待っている

免税事業者はもとより既存の課税事業者も、インボイス導入に向けて、レジや会計システムの改修や導入が必要となります。そして、インボイス制度導入後は、課税仕入れをするために、取引の都度、請求書等がインボイスかどうかの確認とインボイスに記載された消費税額の確認を行わなければなりません。

Ⅲ 猶予措置

(1) 仕入税額控除の経過措置

- ①2023年10月1日から2026年9月30日まで免税事業者等からの課税仕入れにつき80%は控除可能(3年間)
- ②2026年10月1日から2029年9月30日まで免税事業者等からの課税仕入れにつき50%は控除可能(3年間)

Ⅳ 激変緩和措置(昨年末の税制改正大綱に盛り込まれる)

(1) 新たに納税が必要となる小規模事業者に対する税額控除に関する経過措置(3年間)

免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより免税事業者でなくなった場合には、仕入税額控除を8割とすることにより、納付税額を2割にすることができ措置が講じられる予定です。

この経過措置を受けるためには、確定申告書にその旨を付記することが要件となっています。そのため、この制度を受けられる事業者は、簡易課税の選択についてはよく検討する必要があります。

適用期間は、2023年10月1日から2026年9月30日までの日の属する各課税期間です。

(2) 1万円未満の課税仕入についての経過措置(6年間)

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者は、1万円未満の仕入税額控除については、一定の事項が記載された帳簿の保存のみでインボイスの保存は必要がない措置が講じられる予定です。

適用期間は、2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する各課税期間です。

(3) 1万円未満の売上に係る対価の返還等の適格返還請求書の交付義務の免除

売上の返還等(値引等)については、適格返還請求書を交付する必要がありますが、その金額が1万円未満の場合には、交付義務が免除される予定となりました。

Ⅴ インボイス中止の運動

昨年は、さまざまな団体が、インボイス制度の問題点に対し声をあげ、インボイス中止を求め運動を行ってきました。10月26日に、アニメーターや声優などの人たちが声をあげた日比谷野音での「STOP! インボイス」や11月2日にはインボイスに反対する約150名の税理士が国会で集会を開催するなど、インボイス制度が生活や営業を破壊していくことを強く訴え続けました。徐々に世論も大きくなり、超党派議員連盟による「政府・フリーランス、ヒヤリング」等への動きとつながり、12月16日の税制改正大綱に、いわゆる「激変緩和措置」が盛り込まれるに至りました。しかし、その「激変緩和措置」は期限付き措置が殆どであり、また、小規模事業者対策は甚だ不十分な措置となっています。

政府は、軍事費増強のための増税を将来行うこととしています。その中には現在消費税増税は入っていませんが、近い将来消費税増税が盛り込まれることが予想されます。その時には、現在の2段階の複数税率からもっと沢山の複数税率による消費税率アップを狙ってくるでしょう。今回のインボイス制度導入はその下地を作るための制度と言われています。この動きを跳ね返し、中途半端な「激変緩和措置」ではなく、インボイス制度は中止を求めて声をあげる必要があります。

【顧問先訪問】

屋 号：歌屋山本けい音楽事務所

所 在 地：山鹿市山鹿 101-33

氏 名：山本桂

連 絡 先：080-4318-0615



今回は「歌屋山本けい音楽事務所」を経営される山本桂さんを訪問しました。

Q：事業の概要をお聞かせ下さい。

A：演歌、ポップス、ジャズ、時にはハワイアン、昭和歌謡、童謡とジャンルにとらわれず、なんでも歌う「歌屋」です。歌唱指導やYouTubeのナレーション、プロの方へ曲のイメージを提供する「仮歌」やCMのサウンドロゴ等のレコーディングも行います。各種の「講演」も行っていてコロナ前には菊池市の高齢者大学の卒業式にも呼んでいただきました。昭和歌謡と社会情勢を照らし合わせ「スライド」や「写真」も使いながら「当時、こんな曲が流行していました。」と私が歌うので、お客様にとっても喜んでいただいています。7、8歳の頃にカラオケ大会で優勝して賞金1万円を頂いたのが最初のお仕事でした。申告はしませんでした(笑) 名前の由来は「山本桂」で検索すると他の方の記事が出てくるんです。でも「歌屋山本けい」は私だけ。そんな理由でこの名前にしました。



〈自宅兼スタジオにて〉



〈歌屋山本けいホームページより〉

Q：「コロナ禍」お仕事への影響は？

A：ご来場くださる方が私のイベントをきっかけにコロナに感染されない様にとても気を付けています。子供の具合が悪い時は特に不安になりますし、ステージの時は必ず検査しています。イベントやお祭りが減って、元々多くなかったイベントは、更に減りました。ですが、助成金に助けられながら、レコーディングや音響機材を揃え、配信や動画編集をオンラインで学び、新しい収入を得られるようになりました。

ステージに立つには「ヘアメイク」に「衣装」など様々な費用がかかります。SNS でアップする時代なので、衣装も同じものは使いづらく、リメイクして別のドレスに作り替える等工夫しています。今、話題の「インボイス」は私たち音楽業界のフリーランスにはとても厳しい制度です。いいものを作るためには、時間と専門的な知識、そして経費がかかります。費用を抑えて良いものを提供する努力を惜しまない技術者が、安買われない世の中になって欲しいと思っていますし、インボイス制度導入の際は、価格を上げざるを得ません。コロナ禍で活動の方向転換を必死でしてきた事業者に追い打ちをかける制度には、賛成できません。



Q：今後の展望をお聞かせください。

A：シンガーソングライターより「イベント歌手」でいたいと思っています。「お客様が聞きたい歌を、いつでも提供する」スタイルを重視しながらオリジナル曲も歌って活動していきたいと思います。人は、音楽でその頃の自分を思い出し感動することが多いと思います。その気持ちを大事にするアーティストでいたいと思っています。音響機材を持って、高齢者施設や、障がい者施設、幼稚園等、これからはもっと色々なところで歌っていきたいです。私は、演歌もジャズも、若い人からお年寄りまで一人で対応出来る、ジャンルにとらわれない活動をしているので、是非お気軽にお声かけいただければと思います。自治体にも営業して講演のお仕事も増やしていければと思います。熊本での大きなイベント等も仕掛けていきたいです。

編集後記：ご主人とけいさんは、二人とも山鹿が大好き。16年前から移住していたけいさんとの結婚を機に、ご主人も山鹿に移住されました。

新曲発売の記念に広告花火を上げた際、友人知人の集まった酒席で囃し立てられ、その場のノリで「結婚しよう」「いいよ」と交際0日で入籍されたとか。ケラケラ笑う明るいキャラクターのけいさんのお話を楽しく聞かせていただきました。最新のオリジナル曲「そらまめのうた」は、生まれたての赤ちゃんの足を「そらまめ」に見立て慈しむ、お子さんへの想いを歌った曲です。HPからのCD購入、YouTubeのチャンネル登録をよろしく願います。けいさんありがとうございました。

ほど遠い景況回復 消費税負担は毎期増加

法人税・消費税の申告状況

表① 法人税の申告状況 ～'21/10～'22/9期決算～

事業種別	件数	対前々期				対前期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
卸・小売業	43	107%	97%	23%	104%	97%	102%	124%	69%
建設・農林・製造業	89	107%	101%	63%	140%	107%	100%	-131%	62%
運輸・サービス業等	90	102%	104%	274%	110%	100%	104%	97%	103%
合計	222	106%	101%	-910%	142%	108%	102%	105%	82%

* -×% = 前(々)期プラス、今期マイナスのもの。前(々)期+100・今期-100の場合**-200%**と表示

* ××% = 前(々)期、今期ともにマイナスのもの。前(々)期-100・今期-200の場合**300%**と表示

* 太枠内% = 前(々)期マイナス、今期プラスのもの。前(々)期-100・今期+200の場合**300%**と表示

表② 申告態様別状況

区分	年度	件数	@千円	
黒字申告	20(R2)	87	39%	3,538
	21(R3)	98	44%	2,503
	22(R4)	92	41%	4,342
赤字申告	20(R2)	76	34%	2,218
	21(R3)	64	29%	3,402
	22(R4)	76	34%	2,966
0申告	20(R2)	59	27%	0
	21(R3)	60	27%	0
	22(R4)	54	24%	0

表③ 消費税課税区分別状況 (1社当り)

(金額 = 千円)

区分	前々期		前期		当期		対前々期 (%)		対前期 (%)		件数
	課税標準	税額	課税標準	税額	課税標準	税額	課税標準	税額	課税標準	税額	
本則課税	166,418	3,828	162,205	4,083	185,077	4,648	111%	121%	114%	114%	89
簡易課税	25,292	821	24,179	826	25,367	893	100%	109%	105%	108%	60
総平均	109,589	2,617	106,624	2,772	120,764	3,136	110%	120%	113%	113%	149

前期、コロナ関連の規制の一部緩和や、持続化給付金や家賃支援給付金等のコロナ関連支援によって申告所得の面では一定の改善状況が現れましたが、今期その支援策は継続にはならず、落ち込んだ業況の回復・改善には至らず、営業利益・申告所得においては大きく悪化しています。業種・業態で好・不調の波が大きく現れており、経営の苦勞が窺われます。

【表①法人税の申告状況】2022年11月までに申告期が到来した法人税の申告状況は表①のような状況でした。〔卸・小売業〕売上の回復で前期赤字を縮小・黒字化させて一定の回復傾向が現れたが、申告所得は大きく減らし経営改善には至らず。〔建設・農林・製造業〕建設：一定の売上げ回復で営業利益を大きく伸ばしたが、申告所得は前期並み。製造：売上は前期比若干減らしたが営業利益を大幅に改善したものの所得減少。農林：売上げの回復があったものの営業利益・所得は大きく減少。大規模経営先の悪化が影響。〔運輸・サービス業等〕運輸：売上げ回復せず赤字幅拡大。福祉：収入安定的だが営業利益・所得は大きく減少。サービス業：売上・総利益は前期並みながら営業利益・所得は大きく改善して、この区分のみ申告所得が前年対比プラスとなった。

【表②申告態様別状況】黒字申告の割合は減少ながら1件当たりの黒字額は大きくプラス（前期比173%）となった。赤字申告は割合増加ながら1件当たりは前期比87%と減少。0申告割合が24%と前期・前々期比で3ポイント減となって、ここで見る限りでは収益改善の傾向がみられる。

【表③消費税課税区分別状況】前期落ち込んだ売上高が一定回復して課税標準・税額ともに前期比113%と伸びている。本則課税は各114%だが簡易課税においては課税標準105%（100%）に対して税額は108%（109%）と課税標準の伸び率を上回っている。複数税率となったこととの関連が窺われる。〔（ ） = 対前々期〕

コロナ 物価高 今すぐ消費税5%

軍備拡張の増税 お断り!!

インボイス中止!

消費税は5%に!

12月23日(金)、消費税廃止熊本県各界連絡会、消費税をなくす熊本の会が街頭宣伝。右は12月24日(土)のしんぶん赤旗に掲載された記事。



消費税の減税を横断幕やフラカードでアピールする参加者 23日、熊本市

共同代表(税理士)が、岸田自公政権の大軍拡と大増税を批判し、「軍備拡張の増税はお断りだ」と訴えました。

参加した50代の主婦人メンバーは「物価高騰のなか、日用品や教材費などの教育関連にまで消費税10%の高負担に生活は大変です」と話しました。日本共産党の上野みえ子市議が参加しました。

消費税廃止熊本県各界連絡会と消費税をなくす熊本の会は23日、熊本市の大通アーケードで、消費税減税やインボイス制度の導入中止を求める「クリスマス・スタンディング」宣伝に取り組みました。サンタクロースやトナカイに扮(ふん)した新日本婦人の会、民医連、民商のメンバー18人が横断幕やフラカードでアピールしました。各界連の荒尾壽味雄

サンタもアピール・宣伝

@熊本 本

税務スケジュール

- 1月 4日(水)
 - 10月決算法人の確定申告期限
- 1月20日(金)
 - 令和4年7月~12月分源泉所得税納期特例届出書提出者の納期限
- 1月31日(火)
 - 給与支払報告書・支払調書の提出
 - 11月決算法人の確定申告期限
- 2月28日(火)
 - 12月決算法人の確定申告期限
- 3月15日(水)
 - 令和3年分所得税の確定申告期限
- 3月31日(金)
 - 令和4年分消費税の確定申告期限
 - 1月決算法人の確定申告期限
- 5月 1日(月)
 - 2月決算法人の確定申告期限
- 5月31日(水)
 - 3月決算法人の確定申告期限
- 6月30日(金)
 - 4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月 5日(木)
臨時休業日 3月16日(木)

共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出で下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家のご紹介を致します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

※ 無料法律相談のご案内

毎月 10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月10日(火)・2月10日(金)・3月10日(金)
4月10日(月)・5月10日(水)・6月9日(金)となっております。

《受付: 12時30分から 相談開始: 13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。